

議案第73号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の部公簿、図面等の公文書の閲覧手数料の項の次に次のように加える。

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 38 条第 1 項(同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 78 条第 1 項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定による提出書類の写し等の交付	複写機による写し 1 枚につき (単色刷り)	注 7 10 円
	複写機による写し 1 枚につき (多色刷り)	注 7 30 円

別表注 6 の次に次の注を加える。

注 7 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を 1 枚として算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍～情報公開 略				戸籍～情報公開 略				
その他	身分証明手数料	1通につき	300円	その他	身分証明手数料	1通につき	300円	
	埋火葬証明手数料	1通につき	300円		埋火葬証明手数料	1通につき	300円	
	被害（災）証明手数料	1枚につき	300円		被害（災）証明手数料	1枚につき	300円	
	非農地証明手数料	1枚につき	300円		非農地証明手数料	1枚につき	300円	
	漂流物、沈没品保管証明手数料	1枚につき	300円		漂流物、沈没品保管証明手数料	1枚につき	300円	
	公簿、図面等の公文書の閲覧手数料	1件につき	注6 300円		公簿、図面等の公文書の閲覧手数料	1件につき	注6 300円	
	その他の証明手数料	1件につき	300円		行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第1項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定による提出書類の写し等の交付	複写機による写し1枚につき（単色刷り）	注7 10円	
			その他の証明手数料	複写機による写し1枚につき（多色刷り）	注7 30円			
				その他の証明手数料	1件につき	300円		
注1～注6 略				注1～注6 略				

注7 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

議案第74号

南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正
する条例制定について

南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正
する条例

南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例（平成 17 年南あわじ市
条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平
均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割
合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」
を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延
滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

南あわじ市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	

議案第75号

南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市温水プール条例の一部を改正する条例

南あわじ市温水プール条例（平成 19 年南あわじ市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 14 条関係）

1 ゆとりっくクラブハウス使用料

施設区分	使用者区分	使用料区分	大人	小人
アクアスタジオ	個人	当日券	520円	310円
フィットネススタジオ	個人	当日券	630円	—
両施設共通	会員	入会金	5,000円	2,000円
		年会費	2,000円	2,000円
		月額	5,250円	3,150円

2 南あわじ市温水プール「サンプルル」使用料

使用者区分	使用料区分	大人	小人
個人	当日券	520円	310円
	回数券	5,250円	3,150円
団体	当日券	420円	250円
会員	月会員	3,150円	2,100円
	半年会員	11,000円	7,000円
	年会員	20,400円	12,200円

3 教室使用料

使用料区分	大人・小人共通
入会金	2,000円
年会費	2,500円
受講料（1回）	1,500円

備考

- 1 ゆとりっくクラブハウスにおける小人とは、3歳から中学生までの者とし、3歳未満は無料とする。ただし、フィットネススタジオについては小人の使用は不可とする。
- 2 南あわじ市温水プール「サンプル」における小人とは、3歳から中学生までの者とし、3歳未満は無料とする。
- 3 ゆとりっくクラブハウスにおける入会金とは、会員登録時又は教室入会時に納入する料金とする。
- 4 南あわじ市温水プール「サンプル」における入会金とは、教室入会時に納入する料金とする。
- 5 南あわじ市温水プール「サンプル」における回数券は、11枚綴りとする。
- 6 南あわじ市温水プール「サンプル」における団体とは、20人以上の団体とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定により納付された年会費、月会員、半年会員及び年会員による施行日以後における利用については、この条例による改正後の規定にかかわらず、その有効期限である間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定により購入された回数券による施行日以後における利用については、この条例による改正後の規定にかかわらず、その有効期限である間は、なお従前の例による。

南あわじ市温水プール条例新旧対照表

現 行					改 正 案					備 考
別表（第8条、第14条関係）					別表（第8条、第14条関係）					
1 ゆとりっくクラブハウス使用料					1 ゆとりっくクラブハウス使用料					
施設区分	使用者区分	使用料区分	大人	小人	月額	使用者区分	使用料区分	大人	小人	
アクアスタ ジオ	個人	当日券	500円	300円	アクアスタ ジオ	個人	当日券	520円	310円	
フィットネ スタジオ	個人	当日券	600円	300円	フィットネ スタジオ	個人	当日券	630円	二	
両施設共通	会員	入会金	5,000円	2,000円	両施設共通	会員	入会金	5,000円	2,000円	
		年会費	2,000円	2,000円			年会費	2,000円	2,000円	
		月会費	5,000円	3,000円			月額	5,250円	3,150円	
2 南あわじ市温水プール「サンプルル」使用料					2 南あわじ市温水プール「サンプルル」使用料					
使用者区分	使用料区分	大人	小人		使用者区分	使用料区分	大人	小人		
個人	当日券	500円	300円		個人	当日券	520円	310円		
	回数券	5,000円	3,000円			回数券	5,250円	3,150円		
団体	当日券	400円	240円		団体	当日券	420円	250円		
会員	半年会員	11,000円	7,000円		会員	月会員	3,150円	2,100円		
	年会員	20,400円	12,200円			半年会員	11,000円	7,000円		
						年会員	20,400円	12,200円		
3 教室使用料					3 教室使用料					
使用料区分	大人・小人共通				使用料区分	大人・小人共通				

入会金	2,000円
年会費	2,500円
受講料（1回）	1,500円

備考

- 1 ゆとりっくクラブハウスにおける小人とは、3歳から中学生までの者とし、3歳未満は無料とする。
- 2 南あわじ市温水プール「サンプル」における小人とは、3歳から中学生までの者とし、3歳未満は無料とする。
- 3 ゆとりっくクラブハウスにおける入会金とは、会員登録時又は教室入会時に納入する料金とする。
- 4 南あわじ市温水プール「サンプル」における入会金とは、教室入会時に納入する料金とする。
- 5 南あわじ市温水プール「サンプル」における回数券は、11枚つくりとする。
- 6 南あわじ市温水プール「サンプル」における団体とは、20人以上の団体とする。

入会金	2,000円
年会費	2,500円
受講料（1回）	1,500円

備考

- 1 ゆとりっくクラブハウスにおける小人とは、3歳から中学生までの者とし、3歳未満は無料とする。ただし、フィットネススタジオについては小人の使用は不可とする。
- 2 南あわじ市温水プール「サンプル」における小人とは、3歳から中学生までの者とし、3歳未満は無料とする。
- 3 ゆとりっくクラブハウスにおける入会金とは、会員登録時又は教室入会時に納入する料金とする。
- 4 南あわじ市温水プール「サンプル」における入会金とは、教室入会時に納入する料金とする。
- 5 南あわじ市温水プール「サンプル」における回数券は、11枚綴りとする。
- 6 南あわじ市温水プール「サンプル」における団体とは、20人以上の団体とする。

議案第76号

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年南あわじ市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「法第 17 条」を「法第 18 条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第6条に規定する同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に、<u>法第17条</u>に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条</u>の地方公共団体等を定める<u>省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者（法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（以下これらを「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第6条に規定する同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に、<u>法第18条</u>に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条</u>の地方公共団体等を定める<u>省令</u>（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者（法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（以下これらを「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>	

議案第 77 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 6 号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 6 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 7 条及び附則第 6 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

南あわじ市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(保険料)</p> <p>第7条 平成30年度から令和2年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</p> <p>第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第8条～第23条 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(保険料)</p> <p>第7条 平成30年度から令和2年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</p> <p>第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第8条～第23条 略</p>	

附 則

第1条～第5条 略

第6条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第7条以下 略

附 則

第1条～第5条 略

第6条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第7条以下 略

議案第78号

南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市後期高齢者医療に関する条例(平成20年南あわじ市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

南あわじ市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	

議案第79号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日付けで北播磨清掃事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合格約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>別表第1号表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、<u>北播磨清掃事務組合</u>、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p> </div> <p>別表第2号表 略</p>	<p>別表第1号表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、<u>市川町外三ヶ市町共有財産事務組合</u>、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p> </div> <p>別表第2号表 略</p>	